

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成27年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は20,766人である。このうち、当年開始人員は17,988人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,778人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が86.6%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が13.4%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、平成14年以降ほぼ横ばいであったが、同19年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成20年以降おおむね減少傾向にあったが、平成27年は微増した。また、少年院仮退院審理は、平成14年以降おおむね減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別	平成15年	16	17	18	19	20	21
人 総 数	23,117	24,131	22,773	22,837	22,455	21,323	20,556
人 仮釈放	17,452	18,665	17,916	18,085	18,128	17,403	16,557
人 仮出場	-	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	5,663	5,466	4,857	4,752	4,327	3,919	3,999
員 うち、SE・SA対象者	2,116	1,883	1,560	1,439	1,352	1,167	1,181
員 少年院退院	2	-	-	-	-	1	-
員 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	104	99	99	97	92	89
指 仮釈放	100	107	103	104	104	100	95
数 少年院仮退院	100	97	86	84	76	69	71
数 うち、SE・SA対象者	100	89	74	68	64	55	56

種 別	22	23	24	25	26	27	構成比(%)
人 総 数	20,080	19,703	19,787	18,981	18,083	17,988	100.0
人 仮釈放	16,184	16,094	16,310	15,594	14,967	15,118	84.0
人 仮出場	-	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	3,895	3,608	3,476	3,387	3,115	2,870	16.0
員 うち、SE・SA対象者	1,018	936	907	788	695	648	3.6
員 少年院退院	1	-	-	-	-	-	-
員 婦人補導院仮退院	-	1	1	-	1	-	-
指 総 数	87	85	86	82	78	78	...
指 仮釈放	93	92	93	89	86	87	...
数 少年院仮退院	69	64	61	60	55	51	...
数 うち、SE・SA対象者	48	44	43	37	33	31	...

（注）1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。

4 2表参照

(2) 審理の終結人員（2表参照）

平成27年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は17,859人であり、前年に比べ276人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」と

いう。)を受けた人員は16,832人(終結人員総数の94.2%),許可しない旨の判断がされた人員は1022人(同5.7%),うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は663人(同3.7%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は2.0%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	17,859	16,832	359	663	5	2.0
	仮釈放	14,952	13,945	359	643	5	2.4
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,907	2,887	-	20	-	-
	うち、SE・SA対象者	636	635	-	1	-	-
	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	94.2	2.0	3.7	0.0	...
	仮釈放	100.0	93.3	2.4	4.3	0.0	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100.0	99.3	-	0.7	-	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	99.8	-	0.2	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員/(許可人員+許可しない人員)×100により算出した。

2 2表参照

(3) 許可決定人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は平成24年以降減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人	総 数	18,645	18,679	18,469	18,158	17,225	16,832	100.0
	仮釈放	14,790	15,056	15,070	14,731	14,119	13,945	82.8
員	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,854	3,622	3,398	3,427	3,105	2,887	17.2
	うち、SE・SA対象者	1,019	941	892	790	713	635	3.8
	少年院退院	1	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	1	1	-	1	-	-
指	総 数	100	100	99	97	92	90	…
	仮釈放	100	102	102	100	95	94	…
数	仮出場	-	-	-	-	-	-	…
	少年院仮退院	100	94	88	89	81	75	…
	うち、SE・SA対象者	100	92	88	78	70	62	…

(注) 2表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成20年以降おおむね減少傾向にあったが、平成27年は増加した。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人 員	総 数	486	315	377	288	252	359	100.0
	仮釈放	485	312	377	284	252	359	100.0
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	1	3	-	4	-	-	0.0
	うち、SE・SA対象者	1	-	-	1	-	-	0.0
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	65	78	59	52	74	...
	仮釈放	100	64	78	59	52	74	...
	少年院仮退院	100	300	-	400	-	-	...

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。
平成27年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は2.0%（前年は1.4%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成22年	23	24	25	26	27
総 数	2.4	1.6	1.9	1.5	1.4	2.0
仮釈放	3.0	1.9	2.3	1.8	1.7	2.4
少年院仮退院	0.0	0.1	-	0.1	-	-
うち、SE・SA対象者	0.1	-	-	0.1	-	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況 (15表, 17表参照)

平成27年における仮釈放許可決定人員13,945人のうち、定期刑の執行を受けた者は13,913人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別にしたものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.9%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	13,913	3	145	2,495	6,498	4,772
	1年以内	1,057	1	2	86	545	423
	2年以内	5,055	2	58	1,109	2,628	1,258
	3年以内	4,275	-	58	883	1,978	1,356
	5年以内	2,528	-	25	362	1,053	1,088
	5年を超える	998	-	2	55	294	647
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.0	1.0	17.9	46.7	34.3
	1年以内	100.0	0.1	0.2	8.1	51.6	40.0
	2年以内	100.0	0.0	1.1	21.9	52.0	24.9
	3年以内	100.0	-	1.4	20.7	46.3	31.7
	5年以内	100.0	-	1.0	14.3	41.7	43.0
	5年を超える	100.0	-	0.2	5.5	29.5	64.8

(注) 15表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成22年	23	24	25	26	27
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
60～69%	2.2	1.8	1.5	1.3	1.0	1.0
70～79%	24.2	22.0	21.4	19.7	18.5	17.9
80～89%	45.5	46.8	47.0	47.7	47.2	46.7
90%以上	28.2	29.3	30.0	31.3	33.2	34.3

(注) 15 表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成22年	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7
23	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6
24	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
25	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
27	13	1	-	-	-	-	-	-	-	1	11

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17 表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (19表参照)

平成27年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は575人(前年は580人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が480人(同496人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が95人(同84人)である。

審理を再開した人員は567人(前年は566人)、審理を再開しなかった人員は3人(同10人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は2人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は265人、許可しない旨の判断がされた人員は273人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (21表参照)

平成27年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの)の開始人員総数は1,882人(前年は1,991人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが673人(開始人員総数の35.8%)、保護観察停止が256人(同13.6%)、保護観察停止解除が120人(同6.4%)、戻し収容が11人(同0.6%)、少年院仮退院中の退院が584人(同31.0%)、保護観察仮解除が229人(同12.2%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27
人 員	総 数	2,162	2,139	2,183	1,978	1,991	1,882
	仮釈放取消し	639	642	705	671	666	673
	保護観察停止	220	248	272	244	253	256
	保護観察停止解除	97	95	102	104	112	120
	保護観察停止取消し	-	2	-	-	1	1
	不定期刑終了	-	-	1	-	1	-
	戻し収容	19	25	31	19	9	11
	退 院	790	789	733	637	675	584
	保護観察仮解除	377	322	325	289	267	229
	保護観察仮解除取消し	20	16	14	14	7	8
指 数	総 数	100	99	101	91	92	87
	仮釈放取消し	100	100	110	105	104	105
	保護観察停止	100	113	124	111	115	116
	保護観察停止解除	100	98	105	107	115	124
	戻し収容	100	132	163	100	47	58
	退 院	100	100	93	81	85	74
	保護観察仮解除	100	85	86	77	71	61
	保護観察仮解除取消し	100	80	70	70	35	40

(注) 1 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

2 21表参照

また、平成27年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は1,887人であり、前年に比べ4.7%（93人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが1,811人（終結人員総数の96.0%）、理由なしとしたものが74人（同3.9%）、その他（申出の取下げ等）が2人（同0.1%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成27年において、全国の保護観察所で行った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は76,093人であり、このうち、当年開始人員は38,103人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は37,990人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は18,202人（開始人員の47.8%）、2号観察（少年院仮退院者）は2,871人（同7.5%）、3号観察（仮釈放者）は13,570人（同35.6%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,460人（同9.1%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は2,480人（1号観察開始人員の13.6%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は6,334人（同開始人員の34.8%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、同27年は前年に比べ4.7%（1,892人）減少している。

なお、平成27年における交通短期を除く開始人員31,769人における女子の比率は、11.4%（3,627人）であり、近年10%前後で推移している。

第10表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成15年	16	17	18	19	20	21	22
人 員 指 数	総 数	70,949	68,194	62,562	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562
	1号観察	44,207	40,817	36,260	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525
	うち、短期	4,654	4,575	4,271	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668
	うち、交通短期	20,435	18,560	15,916	14,101	12,706	10,455	9,908	9,485
	2号観察	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883
	うち、SE・SA対象者	2,117	1,907	1,547	1,433	1,351	1,174	1,127	1,017
	3号観察	15,784	16,690	16,420	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472
	4号観察	5,371	5,251	4,996	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
	総 数	100	96	88	83	77	71	68	67
指 数	1号観察	100	92	82	76	69	61	59	58
	うち、短期	100	98	92	84	84	79	79	79
	うち、交通短期	100	91	78	69	62	51	48	46
	2号観察	100	97	87	84	78	71	69	70
	うち、SE・SA対象者	100	90	73	68	64	55	53	48
	3号観察	100	106	104	102	100	100	94	92
	4号観察	100	98	93	83	77	69	68	69
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-

種 別		平成23年	24	25	26	27	構成比 (%)	男	女
人 員 指 数	総 数	45,199	44,056	42,117	39,995	38,103	100.0	28,142	3,627
	1号観察	23,580	22,557	20,811	19,599	18,202	47.8	10,644	1,224
	うち、短期	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480	6.5	2,200	280
	うち、交通短期	8,276	7,809	7,327	6,701	6,334	16.6	...	...
	2号観察	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	7.5	2,639	232
	うち、SE・SA対象者	903	896	757	697	601	1.6	564	37
	3号観察	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570	35.6	11,932	1,638
	4号観察	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460	9.1	2,927	533
	5号観察	-	2	-	1	-	-	...	-
	総 数	64	62	59	56	54	...	...	...
指 数	1号観察	53	51	47	44	41	...	...	...
	うち、短期	77	71	64	62	53	...	...	...
	うち、交通短期	40	38	36	33	31	...	...	...
	2号観察	64	61	61	56	51	...	...	...
	うち、SE・SA対象者	43	42	36	33	28	...	...	...
	3号観察	93	93	93	88	86	...	...	...
	4号観察	63	63	61	62	64	...	...	...
	5号観察	-	-	-	-	-	...	...	...

(注) 1 平成27年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

平成27年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象者		
開始人員の総数	31,769	11,868	6,633	2,755	2,480	2,871	2,271	600	13,570	3,460
来日外国人	642	125	92	13	20	29	24	5	471	17
来日外国人の割合(%)	2.0%	1.1%	1.4%	0.5%	0.8%	1.0%	1.1%	0.8%	3.5%	0.5%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名(8～11表参照)

平成27年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察から4号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1号観察では傷害、道路交通法違反、2号観察では傷害、詐欺、3号観察では覚せい剤取締法、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総数	11,868	100.0	(100.0)	2,871	100.0	(100.0)	13,570	100.0	(100.0)	3,460	100.0	(100.0)
刑法犯	9,071	76.4	(79.7)	2,478	86.3	(86.7)	8,794	64.8	(65.3)	2,539	73.4	(75.9)
強制わいせつ・強姦	232	2.0	(1.7)	142	4.9	(5.2)	422	3.1	(3.1)	166	4.8	(5.1)
殺人	3	0.0	(0.0)	16	0.6	(0.6)	187	1.4	(1.5)	17	0.5	(0.9)
傷害	2,027	17.1	(18.8)	555	19.3	(22.9)	539	4.0	(4.1)	331	9.6	(10.1)
業務上過失致死傷	748	6.3	(6.6)	46	1.6	(1.6)	319	2.4	(2.4)	76	2.2	(2.8)
窃盗	4,233	35.7	(38.0)	1,030	35.9	(35.0)	4,586	33.8	(34.1)	1,242	35.9	(36.7)
強盗	80	0.7	(0.7)	174	6.1	(6.4)	592	4.4	(4.2)	63	1.8	(1.8)
詐欺	213	1.8	(1.5)	211	7.3	(5.0)	1,257	9.3	(9.0)	181	5.2	(4.7)
恐喝	280	2.4	(2.7)	133	4.6	(4.3)	104	0.8	(1.0)	31	0.9	(1.3)
暴力行為等処罰に関する法律	114	1.0	(0.9)	22	0.8	(0.8)	30	0.2	(0.2)	26	0.8	(0.7)
その他	1,141	9.6	(8.9)	149	5.2	(4.9)	758	5.6	(5.8)	406	11.7	(11.6)
特別法犯	2,722	22.9	(19.5)	296	10.3	(10.0)	4,776	35.2	(34.7)	921	26.6	(24.1)
覚せい剤取締法	21	0.2	(0.3)	52	1.8	(2.1)	3,864	28.5	(27.9)	492	14.2	(12.6)
道路交通法	1,998	16.8	(14.7)	183	6.4	(6.6)	397	2.9	(3.1)	169	4.9	(5.1)
毒物及び劇物取締法	5	0.0	(0.1)	-	-	(0.1)	40	0.3	(0.3)	12	0.3	(0.2)
その他	698	5.9	(4.5)	61	2.1	(1.2)	475	3.5	(3.4)	248	7.2	(6.2)
ぐ犯	75	0.6	(0.8)	83	2.9	(2.9)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	14	0.5	(0.4)	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表参照

(4) 保護観察期間(12表参照)

平成27年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。また、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでのいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡し取消しなどの措置が採られることがある(第16表以下を参照)。

第13表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	31,769	517	5,052	5,844	3,035	5,489	4,677	3,738	2,605	801	11	
	1号観察	11,868	-	-	-	-	4,541	2,506	2,268	1,774	779	...	
	2号観察	2,871	33	137	603	423	609	519	332	194	21	...	
	SE・SA対象者以外	2,270	33	135	579	308	462	381	235	125	12	...	
	SE・SA対象者	601	-	2	24	115	147	138	97	69	9	...	
	3号観察	13,570	484	4,915	5,241	2,612	273	25	5	3	1	11	
	入 所 度 数 初 度 2 度 3 度 4度以上 不 詳	入 初 度	7,476	161	1,578	3,137	2,301	262	22	4	1	1	9
		所 2 度	2,336	106	1,197	860	164	8	-	-	-	-	1
		度 3 度	1,360	51	698	538	68	2	2	-	-	-	1
		数 4度以上	2,393	166	1,441	704	77	1	1	1	2	-	-
不 詳		5	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	
4号観察	3,460	-	-	-	-	66	1,627	1,133	634	...	...		
構 成 比 (%) ()	総 数	100.0	1.6	15.9	18.4	9.6	17.3	14.7	11.8	8.2	2.5	0.0	
	1号観察	100.0	-	-	-	-	38.3	21.1	19.1	14.9	6.6	...	
	2号観察	100.0	1.1	4.8	21.0	14.7	21.2	18.1	11.6	6.8	0.7	...	
	SE・SA対象者以外	100.0	1.5	5.9	25.5	13.6	20.4	16.8	10.4	5.5	0.5	...	
	SE・SA対象者	100.0	-	0.3	4.0	19.1	24.5	23.0	16.1	11.5	1.5	...	
	3号観察	100.0	3.6	36.2	38.6	19.2	2.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	
	入 所 度 数 初 度 2 度 3 度 4度以上	入 初 度	100.0	2.2	21.1	42.0	30.8	3.5	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1
		所 2 度	100.0	4.5	51.2	36.8	7.0	0.3	-	-	-	-	0.0
		度 3 度	100.0	3.8	51.3	39.6	5.0	0.1	0.1	-	-	-	0.1
		数 4度以上	100.0	6.9	60.2	29.4	3.2	0.0	0.0	0.0	0.1	-	-
4号観察		100.0	-	-	-	-	1.9	47.0	32.7	18.3	...	...	

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

(5) 年齢 (20表参照)

平成27年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は16・17歳で40.2%（前年は40.0%）、2号観察は18・19歳で41.9%（前年は39.8%）、3号観察は40～49歳で28.5%（前年は28.7%）、4号観察は20～29歳で27.4%（前年は30.2%）となっている。

第14表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察		2号観察	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	11,868	100.0 (100.0)	2,871	100.0 (100.0)
15歳以下	2,553	21.5 (24.3)	223	7.8 (9.1)
16・17歳	4,774	40.2 (40.0)	852	29.7 (32.6)
18・19歳	4,541	38.3 (35.7)	1,204	41.9 (39.8)
20歳以上	-	- (-)	592	20.6 (18.5)
年 齢	3号観察		4号観察	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	13,570	100.0 (100.0)	3,460	100.0 (100.0)
19歳以下	-	- (-)	3	0.1 (0.4)
20～29歳	1,808	13.3 (13.6)	948	27.4 (30.2)
30～39歳	3,706	27.3 (27.4)	812	23.5 (22.9)
40～49歳	3,872	28.5 (28.7)	783	22.6 (20.4)
50～59歳	2,276	16.8 (16.3)	452	13.1 (12.6)
60歳以上	1,908	14.1 (14.0)	462	13.4 (13.5)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表、26表参照）

平成27年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は40,001人である。種別ごとに見ると、1号観察が19,578人（終了人員総数の48.9%）、2号観察が3,250人（同8.1%）、3号観察が13,751人（同34.4%）、4号観察が3,422人（同8.6%）、5号観察が0人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は6,365人（1号観察終了人員の32.5%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成15年	16	17	18	19	20	21
人 員	総 数	73,667	71,431	66,493	62,505	58,535	54,273	50,928
	1号観察	46,969	43,692	38,899	35,766	32,641	29,370	26,928
	うち、短期	4,729	4,728	4,447	4,135	3,835	3,878	3,726
	うち、交通短期	21,583	19,433	16,627	14,878	13,356	11,318	9,818
	2号観察	5,731	5,876	5,540	5,135	4,648	4,138	4,060
	うち、SE・SA対象者	2,242	2,192	2,025	1,687	1,464	1,258	1,287
	3号観察	15,576	16,539	16,793	16,496	16,430	16,054	15,364
	4号観察	5,391	5,324	5,261	5,108	4,816	4,711	4,576
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	97	90	85	79	74	69
	1号観察	100	93	83	76	69	63	57
	うち、短期	100	100	94	87	81	82	79
	うち、交通短期	100	90	77	69	62	52	45
	2号観察	100	103	97	90	81	72	71
	うち、SE・SA対象者	100	98	90	75	65	56	57
	3号観察	100	106	108	106	105	103	99
	4号観察	100	99	98	95	89	87	85
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人 員	総 数	48,715	47,293	46,012	43,306	41,655	40,001	100.0
	1号観察	26,090	24,969	23,678	21,680	20,785	19,578	48.9
	うち、短期	3,572	3,595	3,542	3,168	2,929	2,804	7.0
	うち、交通短期	9,538	8,902	8,064	7,347	7,003	6,365	15.9
	2号観察	4,020	3,882	3,681	3,354	3,312	3,250	8.1
	うち、SE・SA対象者	1,212	1,027	972	858	827	762	1.9
	3号観察	14,481	14,599	14,948	14,751	14,173	13,751	34.4
	4号観察	4,124	3,843	3,703	3,521	3,384	3,422	8.6
	5号観察	-	-	2	-	1	-	-
指 数	総 数	66	64	62	59	57	54	...
	1号観察	56	53	50	46	44	42	...
	うち、短期	76	76	75	67	62	59	...
	うち、交通短期	44	41	37	34	32	29	...
	2号観察	70	68	64	59	58	57	...
	うち、SE・SA対象者	54	46	43	38	37	34	...
	3号観察	93	94	96	95	91	88	...
	4号観察	76	71	69	65	63	63	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由 (4表, 26表参照)

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

平成27年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は6,365人であり、そのうち6,319人(99.3%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者13,213人の終了事由別内訳は、期間満了が1,242人(交通短期を除く1号観察終了者の9.4%)、解除が10,073人(同76.2%)、保護処分取消しが1,877人(同14.2%)、その他(死亡等)が21人(同0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人	平成22年	16,552	1,413	12,763	2,348	28
	23	16,067	1,343	12,387	2,314	23
	24	15,614	1,399	11,796	2,399	20
	25	14,333	1,189	11,003	2,115	26
	26	13,782	1,305	10,567	1,884	26
	27	13,213	1,242	10,073	1,877	21
指	平成22年	100	100	100	100	100
	23	97	95	97	99	82
	24	94	99	92	102	71
	25	87	84	86	90	93
	26	83	92	83	80	93
	27	80	88	79	80	75
数	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
構	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
成	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
比	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
(	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
)	平成22年	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2

(注) 26表参照

イ 2号観察

平成27年における2号観察終了者3,250人の終了事由別内訳は、期間満了が2,191人(2号観察終了者の67.4%)、退院が570人(同17.5%)、戻し収容が7人(同0.2%)、保護処分取消しが473人(同14.6%)、その他(死亡等)が9人(同0.3%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成22年	4,020	2,590	784	16	618	12
	23	3,882	2,549	773	15	535	10
	24	3,681	2,309	715	21	628	8
	25	3,354	2,189	625	15	519	6
	26	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
指 数	平成22年	100	100	100	100	100	100
	23	97	98	99	94	87	83
	24	92	89	91	131	102	67
	25	83	85	80	94	84	50
	26	82	84	82	38	80	75
	27	81	85	73	44	77	75
構 成 比 (%)	平成22年	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3
	23	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3
	24	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2
	25	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3

(注) 26表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,488	100.0	762	100.0
期間満了	1,793	72.1	398	52.2
退 院	331	13.3	239	31.4
戻し収容	5	0.2	2	0.3
保護処分取消し	352	14.1	121	15.9
その他	7	0.3	2	0.3

(注) 26表参照

ウ 3号観察

平成27年における3号観察終了者13,751人の終了事由別内訳は、期間満了が13,044人(3号観察終了者の94.9%)、不定期刑終了が0人、仮釈放取消しが660人(同4.8%)、停止中時効完成が6人(同0.0%)、その他(死亡、恩赦等)が41人(同0.3%)である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成22年	14,481	13,814	-	609	15	43
	23	14,599	13,918	-	619	7	55
	24	14,948	14,215	1	674	14	44
	25	14,751	14,053	-	646	6	46
	26	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	-	660	6	41
指 数	平成22年	100	100	-	100	100	100
	23	101	101	-	102	47	128
	24	103	103	-	111	93	102
	25	102	102	-	106	40	107
	26	98	98	-	107	40	98
	27	95	94	-	108	40	95
構 成 比 (%) (%)	平成22年	100.0	95.4	-	4.2	0.1	0.3
	23	100.0	95.3	-	4.2	0.0	0.4
	24	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3
	25	100.0	95.3	-	4.4	0.0	0.3
	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
	27	100.0	94.9	-	4.8	0.0	0.3

(注) 26表参照

エ 4号観察

平成27年における4号観察終了者3,422人の終了事由別内訳は、期間満了が2,442人(4号観察終了者の71.4%)、刑の執行猶予の言渡しの取消しが869人(同25.4%)、その他(死亡等)が111人(同3.2%)である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成27年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した869人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが797人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の91.7%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が57人(6.6%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが15人(1.7%)である。

第20表 4号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成22年	4,124	2,931	1,040	153
	23	3,843	2,717	1,012	114
	24	3,703	2,526	1,049	128
	25	3,521	2,577	829	115
	26	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
指 数	平成22年	100	100	100	100
	23	93	93	97	75
	24	90	86	101	84
	25	85	88	80	75
	26	82	82	81	88
	27	83	83	84	73
構 成 比 (%) (%)	平成22年	100.0	71.1	25.2	3.7
	23	100.0	70.7	26.3	3.0
	24	100.0	68.2	28.3	3.5
	25	100.0	73.2	23.5	3.3
	26	100.0	71.0	25.0	4.0
	27	100.0	71.4	25.4	3.2

(注) 26表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成15年	16	17	18	19	20	21
人 員	総 数	66,816	63,534	59,540	55,816	52,133	48,546	46,089
	1号観察	35,650	32,742	30,059	27,821	25,718	23,498	22,645
	うち、短期	2,988	2,828	2,649	2,439	2,508	2,294	2,225
	うち、交通短期	7,210	6,336	5,621	4,841	4,197	3,335	3,428
	2号観察	7,450	7,009	6,353	5,919	5,607	5,455	5,259
	うち、SE・SA対象者	3,201	2,920	2,437	2,184	2,068	1,998	1,838
	3号観察	7,949	8,096	7,715	7,304	6,701	6,489	5,981
	4号観察	15,767	15,687	15,413	14,772	14,107	13,104	12,204
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	95	89	84	78	73	69
	1号観察	100	92	84	78	72	66	64
	うち、短期	100	95	89	82	84	77	74
	うち、交通短期	100	88	78	67	58	46	48
	2号観察	100	94	85	79	75	73	71
	うち、SE・SA対象者	100	91	76	68	65	62	57
	3号観察	100	102	97	92	84	82	75
	4号観察	100	99	98	94	89	83	77
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人 員	総 数	44,906	42,803	40,837	39,652	37,990	36,098	100.0
	1号観察	22,061	20,662	19,533	18,663	17,480	16,107	44.6
	うち、短期	2,318	2,278	2,029	1,855	1,797	1,473	4.1
	うち、交通短期	3,373	2,745	2,492	2,470	2,168	2,137	5.9
	2号観察	5,117	4,835	4,573	4,645	4,454	4,077	11.3
	うち、SE・SA対象者	1,641	1,521	1,445	1,343	1,211	1,052	2.9
	3号観察	5,967	5,988	5,740	5,614	5,364	5,184	14.4
	4号観察	11,761	11,318	10,991	10,730	10,692	10,730	29.7
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	67	64	61	59	57	54	...
	1号観察	62	58	55	52	49	45	...
	うち、短期	78	76	68	62	60	49	...
	うち、交通短期	47	38	35	34	30	30	...
	2号観察	69	65	61	62	60	55	...
	うち、SE・SA対象者	51	48	45	42	38	33	...
	3号観察	75	75	72	71	67	65	...
	4号観察	75	72	70	68	68	68	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成27年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第22表 平成27年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	36,098	-5.0	34,869	3	211	393	622
	1号観 察	16,107	-7.9	15,799	3	…	99	206
	2号観 察	4,077	-8.5	3,948	…	…	38	91
	3号観 察	5,184	-3.4	4,989	…	…	132	63
	4号観 察	10,730	0.4	10,133	…	211	124	262
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.6	0.0	0.6	1.1	1.7
	1号観 察	100.0	…	98.1	0.0	…	0.6	1.3
	2号観 察	100.0	…	96.8	…	…	0.9	2.2
	3号観 察	100.0	…	96.2	…	…	2.5	1.2
	4号観 察	100.0	…	94.4	…	2.0	1.2	2.4

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行 (31表, 43表参照)

平成27年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が29.7%（前年は29.1%）、2号観察が20.4%（同20.8%）、1号観察が17.1%（同16.4%）、3号観察が0.4%（同0.3%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が47.4%、再び1号観察に付された者が42.4%、罰金に処せられた者が4.9%、2号観察では再び少年院に送致された者が63.0%、1号観察に付された者が30.7%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が3.9%、罰金に処せられた者が47.1%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が78.5%、罰金に処せられた者が13.0%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				実刑	猶予							
人 員	総 数	33,636	3,993	830	87	1,491	1,162	294	10	118	1	11.9
	1号観察	13,213	2,264	26	77	1,074	959	111	3	13	1	17.1
	2号観察	3,250	662	4	9	417	203	27	-	2	-	20.4
	3号観察	13,751	51	2	-	-	-	24	2	23	-	0.4
	4号観察	3,422	1,016	798	1	-	-	132	5	80	-	29.7
構 成 比 (%)	総 数	...	100.0	20.8	2.2	37.3	29.1	7.4	0.3	3.0	0.0	...
	1号観察	...	100.0	1.1	3.4	47.4	42.4	4.9	0.1	0.6	0.0	...
	2号観察	...	100.0	0.6	1.4	63.0	30.7	4.1	-	0.3	-	...
	3号観察	...	100.0	3.9	-	-	-	47.1	3.9	45.1	-	...
	4号観察	...	100.0	78.5	0.1	-	-	13.0	0.5	7.9	-	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43表参照

平成27年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、ぐ犯（23.5%）、窃盗（21.9%）、2号観察では、施設送致申請（45.5%）、窃盗（27.1%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、

再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、終了者の23.3%(798人)が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。4号観察開始時の罪名別では、窃盗(38.9%)、暴力行為等処罰に関する法律(38.5%)が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	13,213	17.1	3,250	20.4	13,751	0.4	3,422	29.7
刑法犯	10,440	18.4	2,825	21.0	8,964	0.4	2,617	30.2
強制わいせつ・強姦	206	4.9	163	13.5	423	-	167	17.4
殺人	1	-	12	-	194	0.5	25	-
傷害	2,432	17.6	691	21.9	554	0.5	351	23.1
業務上過失致死傷	794	6.2	56	1.8	312	-	89	10.1
窃盗	5,090	21.9	1,186	27.1	4,652	0.3	1,261	38.9
強盗	96	7.3	198	14.6	620	0.6	90	22.2
詐欺	195	11.8	180	6.1	1,292	0.2	165	24.2
恐喝	351	19.9	149	14.1	109	0.9	47	34.0
暴力行為等処罰に関する法律	115	15.7	16	25.0	27	3.7	26	38.5
その他	1,160	16.7	174	19.0	781	0.4	396	24.0
特別法犯	2,671	12.1	328	13.7	4,787	0.4	805	28.0
覚せい剤取締法	32	9.4	62	9.7	3,847	0.4	447	33.8
道路交通法	2,022	12.0	218	17.4	404	0.2	186	18.3
毒物及び劇物取締法	16	12.5	8	-	40	-	9	33.3
その他	601	12.6	40	2.5	496	0.2	163	22.7
ぐ犯	102	23.5	86	22.1	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	11	45.5	...	...	...	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表、43表参照

5 生活環境の調整の実施状況(51～53表参照)

平成27年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員(身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。)の総数は48,851人であり、前年に比べ4,316人(8.1%)減少している。内訳を見ると、受刑者が44,829人で4,002人(8.2%)減少し、少年院在院者は4,022人で313人(7.2%)減少し、婦人補導院在院者は0人(前年は1人)となっている。

終了人員(少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。)は53,442人であり、前年に比べ1,559人(2.8%)減少している。内訳を見ると、受刑者が49,292人で前年に比べ1,069人(2.1%)減少し、少年院在院者は4,150人で前年に比べ489人(10.5%)減少している。婦人補導院在院者は0人(前年は1人)である。

また、少年院におけるSE・SA対象者とSE・SA対象者以外との間の移行が1人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が77人、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が295人である。

第25表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求 生 活 環境調整	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	58,154	48,852	48,798	53	1	53,443	53,442	1	53,563
受 刑 者	55,329	44,829	44,779	50	---	49,292	49,292	---	50,866
少年院・婦人補導院在院者	2,825	4,023	4,019	3	1	4,151	4,150	1	2,697

(注) 51～53表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (54表参照)

平成27年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は10,432人であり、前年に比べ300人(2.8%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が6,856人(前年比291人(4.1%)減)、刑の執行猶予が1,383人(同70人(5.3%)増)、起訴猶予が1,431人(同138人(8.8%)減)、罰金・科料500人(同4人(0.8%)減)、労役場出場者・仮出場者が215人(同59人(37.8%)増)、少年院退院者・仮退院者が47人(同5人(11.9%)増)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (55表参照)

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成27年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は14,211人であり、前年に比べ552人(3.7%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が6,157人(実施人員総数の43.3%)で前年に比べ22人(0.4%)減少しており、更生緊急保護が8,054人(実施人員総数の56.7%)で前年に比べ530人(6.2%)減少している。

第26表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人員							
総 数	18,788	17,213	16,674	15,681	14,763	14,211	100.0
補導援護・応急の救護	6,113	6,209	6,378	6,237	6,179	6,157	43.3
更生緊急保護	12,675	11,004	10,296	9,444	8,584	8,054	56.7
指数							
総 数	100	92	89	83	79	76	---
補導援護・応急の救護	100	102	104	102	101	101	---
更生緊急保護	100	87	81	75	68	64	---

(注) 1 1人について2以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 55表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が33人(前年比4人(13.8%)増)、食事給与が821人(同247人(23.1%)減)、衣料給与が1,480人(同62人(4.4%)増)、医療援助が20人(同29人(59.2%)減)、旅費給与が812人(同39人(4.6%)減)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況 (56表, 62表, 64表参照)

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

平成27年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の実施人員の総数は11,579人であり、前年に比べ188人(1.7%)増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は2,002人(総数の17.3%)であり、平成27年に新たに開始した人員は9,577人(同82.7%)である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,073人、それ以外への委託が1,504人であり、更に更生保護施設

委託のうち、補導援護・応急の救護が4,869人、更生緊急保護が3,204人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が415人、更生緊急保護が1089人である。

また、平成27年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は9,493人で、前年に比べ104人（1.1%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,025人、それ以外への委託が1,468人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,847人、更生緊急保護が3,178人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が397人、更生緊急保護が1,071人である。

第27表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成22年	23	24	25	26	27	構成比(%)
人員							
総 数	9,532	10,665	11,721	11,241	11,391	11,579	100.0
補導援護・応急の救護	5,322	5,720	6,444	6,434	6,482	6,604	57.0
更生緊急保護	4,210	4,945	5,277	4,807	4,909	4,975	43.0
指数							
総 数	100	112	123	118	120	121	...
補導援護・応急の救護	100	107	121	121	122	124	...
更生緊急保護	100	117	125	114	117	118	...

（注） 56表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者4,249人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人員								
総 数	4,249	536	268	543	319	645	497	1,441
刑の執行終了者	2,610	330	156	201	192	436	359	936
刑の執行猶予者	639	84	52	254	30	56	33	130
起 訴 猶 予 者	689	88	39	63	67	112	60	260
罰金受刑者・科料受刑者	220	30	13	20	22	33	29	73
労役場出場者・仮出場者	65	3	5	4	8	6	12	27
少年院退院者・仮退院者	26	1	3	1	-	2	4	15
構成比(%)								
総 数	100.0	12.6	6.3	12.8	7.5	15.2	11.7	33.9
刑の執行終了者	100.0	12.6	6.0	7.7	7.4	16.7	13.8	35.9
刑の執行猶予者	100.0	13.1	8.1	39.7	4.7	8.8	5.2	20.3
起 訴 猶 予 者	100.0	12.8	5.7	9.1	9.7	16.3	8.7	37.7
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	13.6	5.9	9.1	10.0	15.0	13.2	33.2
労役場出場者・仮出場者	100.0	4.6	7.7	6.2	12.3	9.2	18.5	41.5
少年院退院者・仮退院者	100.0	3.8	11.5	3.8	-	7.7	15.4	57.7

（注） 64表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者4,249人の入所事由は第29表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の78.9%、次に、親族と同居を望まずが9.2%、親族が引受けを拒否が8.3%の順となっている。

第29表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総数	4,249	3,353	352	392	75	77
	刑の執行終了者	2,610	2,043	199	257	57	54
	刑の執行猶予者	639	489	76	56	9	9
	起訴猶予者	689	573	43	57	6	10
	罰金受刑者・科料受刑者	220	183	18	15	1	3
	労役場出場者・仮出場者	65	54	6	4	1	-
	少年院退院者・仮退院者	26	11	10	3	1	1
	構成比(%)	100.0	78.9	8.3	9.2	1.8	1.8
構 成 比 (%)	刑の執行終了者	100.0	78.3	7.6	9.8	2.2	2.1
	刑の執行猶予者	100.0	76.5	11.9	8.8	1.4	1.4
	起訴猶予者	100.0	83.2	6.2	8.3	0.9	1.5
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	83.2	8.2	6.8	0.5	1.4
	労役場出場者・仮出場者	100.0	83.1	9.2	6.2	1.5	-
	少年院退院者・仮退院者	100.0	42.3	38.5	11.5	3.8	3.8

(注) 62表参照

平成27年末現在委託保護中の人員の総数は2,086人で、前年に比べ84人(4.2%)増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が1,766人、それ以外への委託が320人となっている。また、更生保護施設委託(1,766人)のうち、補導援護・応急の救護が1240人(構成比70.2%)、更生緊急保護が526人(同29.8%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況(66～69表参照)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日から同27年末までの処理状況の推移は、第30表から第32表までのとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数		終結件数		年末現在係属件数
平成17年	131	(-)	75	(-)	56 (-)
18	378	(12)	359	(9)	75 (3)
19	449	(9)	432	(11)	92 (1)
20	398	(9)	410	(8)	80 (2)
21	315	(9)	330	(9)	65 (2)
22	389	(17)	382	(15)	72 (4)
23	431	(16)	413	(19)	90 (1)
24	375	(20)	403	(19)	62 (2)
25	396	(8)	387	(8)	71 (2)
26	367	(11)	368	(13)	70 (-)
27	339	(13)	351	(10)	58 (3)
累計	3,968	(124)	3,910	(121)	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 ()内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
累 計	2,553	1,825	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <174>	667 <589>
累 計	2,010 <1,482>	1,343 <893>	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

平成27年において、常時恩赦の受理人員総数は148人で、前年に比べ13人（8.1％）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が95人、新受人員が53人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所から35人（前年48人）、刑事施設から11人（同10人）、検察庁から7人（同6人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	148	-8.1	100.0
旧 受	95	-2.1	64.2
新 受	53	-17.2	35.8
保護観察所	35	-27.1	23.6
刑 事 施 設	11	10.0	7.4
検 察 庁	7	16.7	4.7

（注） 1表参照

2 常時恩赦の既済人員（1表参照）

平成27年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は77人で、前年に比べると11人（16.7％）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が40人（既済人員総数の51.9％）、恩赦不相当が36人（同46.8％）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	77	40	-	-	6	34	36	1
	保護観察所	54	33	-	-	5	28	21	-
	刑 事 施 設	14	-	-	-	-	-	14	-
	検 察 庁	9	7	-	-	1	6	1	1
構 成 比 (%)	総 数	100.0	51.9	-	-	7.8	44.2	46.8	1.3
	保護観察所	100.0	61.1	-	-	9.3	51.9	38.9	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	77.8	-	-	11.1	66.7	11.1	11.1

（注） 1表参照